

いて事故発生の原因、損害の程度などの必要事項を調査し、荷主に対する損害賠償についてもその鉄道管理局長が処理することになっている。これは運送品は全国にわたって輸送されるし、事故発生の場所も発駅・途中駅・着駅・列車内などかならずしも一定しないので、その処理を完結する機関をあらかじめ一定しておかなければ、事故の調査や賠償処理が混乱し、非能率的となるので、事務的な必要から定められたものである。

事故の原因を適確に知り、その損害を最少限度にとどめるためには、事故の状態が関係鉄道管理局をはじめ、関係駅区にできるだけ早く報告・連絡されなければならない。特につきにあげられる**重大事故**(荷物の)を駅区長が知ったときは、所定の書類による報告の前に、直ちに所管の鉄道管理局長および鉄道公安室長に、概要を電報または電話で報告して、調査の時期を逸しないようにしなければならない。

- (1) 荷物の損害見積額 10 万円以上のもの。
- (2) **悪性事故**または異例に属する事故の(盗難・紛失および損害見積額 5 万円以上の不着事故)。
- (3) その他とくに緊急処理を要するもの。

第 3 表 荷物事故損害賠償件数金額表 (12 年度省略)

年度別	件数	金額	年度別	件数	金額
11	6,248件	122,468円	22	49,783件	140,097,357円
13	9,647	292,094	23	45,918	320,152,187
14	12,041	426,715	24	40,228	374,892,963
15	21,255	1,036,431	25	29,822	302,423,149
16	17,306	1,001,244	26	27,492	221,206,373
17	13,498	1,106,374	27	23,356	148,578,424
18	10,594	1,044,992	28	25,990	138,320,856
19	7,232	1,204,528	29	25,724	120,533,124
20	4,766	2,298,080	30	22,677	108,619,248
21	34,541	44,127,549	31	21,195	86,189,714

(坪谷忠雄)

だいいっしゅれんどうそうち 第 1 種連動装置 信号機・入換標識等と転轍(てんてつ)器(可動轍を含む以下同じ)との相互間の連鎖を、第 1 種連動機によって行うものをいう。

第 1 種連動機とはつぎのものを指す。

- 1 第 1 種継電連動機 信号機・入換標識・転轍器等のてこおよび進路選別押ボタンを集中した制御盤と、信号機・入換標識・転轍器等の相互間の連鎖を電氣的に行う継電器群。
- 2 第 1 種電気連動機 信号機・入換標識・転轍器等の電気てこを集中し、これらのてこ相互間の連鎖を機械的に行う機構。
- 3 第 1 種電気機連動機 信号機・入換標識・転轍器等の電気てこおよび機械てこを集中し、これらのてこ相互間の連鎖を機械的に行う機構。
- 4 第 1 種機械連動機 信号機・入換標識・転轍器等の機械てこを集中し、これらのてこ相互間の連鎖を機械的に行う機構。
なお転轍てこのみを集中した機構を使用するものは、てこ集中装置といい、必要に応じててこ相互間の連鎖を行うもの、または電気鎖錠器を使用して他扱所との連鎖を行うものも、てこ集中装置とする。

第 1 種連動装置の種類はつぎのとおりである。

- 1 **第 1 種電気継電連動装置** 第 1 種継電連動機を使用し、信号機・入換標識・転轍器等を電氣的に操作するもの。
- 2 **第 1 種電気機連動装置** 第 1 種継電連動機を使用し、信号機・入換標識等を電氣的に、転轍器を電気および圧縮空気によって操作するもの。
- 3 **第 1 種電気連動装置** 第 1 種電気連動機を使用し、信号

機・入換標識・転轍器等を電氣的に操作するもの。なお、信号機・入換標識・転轍器等に卓上電気てこを使用し、これら相互間の連鎖を電氣的または機械的に行い、信号機・入換標識・転轍器等を電氣的に操作するものも、第 1 種電気連動装置とする。

4 **第 1 種電気連動装置** 第 1 種電気連動機を使用し、信号機・入換標識等を電氣的に、転轍器を電気および圧縮空気によって操作するもの、なお信号機・入換標識・転轍器等に卓上電気てこを使用し、これら相互間の連鎖を電氣的または機械的に行い、信号機・入換標識等を電氣的に、転轍器を電気および圧縮空気によって操作するものも、第 1 種電気連動装置とする。

5 **第 1 種電気機連動装置** 第 1 種電気機連動機を使用し、信号機・入換標識・転轍器等を電氣的および機械的に操作するもの。なお第 1 種機械連動機に電気鎖錠器を設け、これによって信号機・入換標識等を操作する場合、または第 1 種機械連動機と卓上電気てこを組合わせたものを使用する場合も、第 1 種電気機連動装置とする。

6 **第 1 種機械連動装置** 第 1 種機械連動機を使用し、信号機・入換標識・転轍器等を機械的に操作するもの。

なお第 1 種機械連動機を使用し、転轍器の密着を照査するために、第 2 種連動機をも使用するものも、第 1 種機械連動装置とする。

つぎに第 1 種電気機および第 1 種機械連動装置をそれぞれつぎのとおり区分する。

- 1 信号機の信号現示が、連続した軌道回路によって制御されるもの…………… 甲
- 2 信号機の信号現示が一部の軌道回路によって制御されるもの…………… 乙
- 3 信号機の信号現示が軌道回路によって制御されないもの…………… 丙

信号機は設けられていないが、軌道回路があって入換標識に進路鎖錠・進路区分鎖錠等が設けられている場合の第 1 種電気機連動装置は甲とする。この甲・乙および丙の文字はつぎの例のように用いる。例 第 1 種電気機甲連動装置、第 1 種機械乙連動装置。(尾松広一)

たいキロちんりつひょう 対キロ貨率表 運送距離を km であらわし、これに対する貨率(扱別・等級別または貨率種別等)を定め、これを表にまとめたものであって、貨率表表現方式としての距離式貨率表の一種である。この貨率表はべつに運送区間のキロ程を算出しなければならない不便があるが、1 つの貨率表であらゆる運送区間の貨率が算出できる長所があるので、わが国をはじめ諸外国の貨率表はいずれもこの方式によっている。わが国における貨物の現行対キロ貨率表は、各扱別とも一定範囲の運送キロを一括した貨率地帯を設け、この貨率地帯ごとの貨率を定めこれを対キロ貨率表としている。(関根昇一)

だいきんひきかえかもつ 代金引換貨物 荷送人が貨物託送のさい着駅において、貨物と引換に貨物の代金の徴収を鉄道に委託する取扱があり、この取扱をする貨物を代金引換貨物という。その取扱については、現在は荷物代金引換規程(昭和 25・3・3 公示第 31 号)により、車扱貨物以外の貨物はこの取扱をする。しかしながらつぎに掲げる貨物に対しては、この取扱に適さないで例外として代金引換の取扱をしない。

代金引換小荷物の項の 2、代金引換禁制品(1),(2),(3),(4)のほかに危険品。→代金引換小荷物。代金引換証。(重森直樹)

だいきんひきかえこにもつ 代金引換小荷物

- 1 意義
小荷物の代金引換制度は、その内容が商品である場合に、売